

電気用品の技術基準の解説

現状解説（解説本 第14版 260ページ）	改定した解説
<p><u>別表第四 1(3)リ 解説 3(1)</u></p> <p>「フレキシブル印刷配線板」とは、ポリエステルフィルム又はポリイミドフィルムの片面又は両面銅張積層板（接着剤層の無いタイプを含む）を使用し、サブトラクティブ法（エッチングで回路形成するもの）により製造された、片面又は両面フレキシブル印刷配線板をいう。</p>	<p>「フレキシブル印刷配線板」とは、柔軟性がある絶縁基板を用いた印刷配線板をいい、複数の平角線を平行に並べて絶縁フィルムで被覆した、機器の内部配線として用いられる、いわゆるフレキシブルフラットケーブル（FFC）は含まない。</p>

（当該部解釈）

<p>別表第四 1(3)</p> <p>.....</p> <p>リ 印刷回路用積層板及びフレキシブル印刷配線板(いずれも15Wを超える電力が供給されるものに限る。)は、次に適合すること又はこれと同等の難燃性を有すること⁽</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、質量が4g以下のフレキシブル印刷配線板又は内部で発生した炎が外部に拡散しないような外郭で囲われた印刷回路用積層板及びフレキシブル印刷配線板についてはこの限りでない。</p>
--